

みやき町立三根西小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定の意義

「いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないための未然防止を一丸となって組織的に対応するために、「みやき町立三根西小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、本校児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの、とする。

(2) いじめ解消の定義

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめ行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が少なくとも3ヶ月止んでいること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(3) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さず、児童の交友関係や多岐にわたる情報を常に集めるように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

本校の教育目標「やさしく、かしこく、たくましい三根西っ子の育成」実現のために、教職員は、児童同士の信頼関係を強固なものとして、みんなと力を合わせ楽しく学習できる環境を保障し、児童の自己肯定感を育み、仲間とともにたくましく成長できる学校づくりを進める。

また、保護者や地域の方、放課後児童クラブの関係者等との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組む。いじめと思われる状況のときは、迅速かつ適切に対処する。

3 いじめ防止のための指導体制・組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの防止等の対策のために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、養護教諭、教育相談担当者、特別支援教育コーディネーターで構成する。スクールカウンセラー(以下 SC と表記)やスクールソーシャルワーカー(以下 SSW と表記)等心理や福祉等の専門家の参加を求めることもある。

(2) いじめ防止対策拡大委員会

上記(1)の校内の委員に加えて、外部委員として学校評議員3名、育友会会長を加える。心理や福祉等の専門家、教育委員会、関係機関担当者を含める。

(3) 役割について

① いじめの未然防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。

② いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。

③ 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

④ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取組

(1) 児童一人一人を大切にし、互いに相手を思いやるふわふわ言葉あふれる学校づくりを推進する。

(2) 児童の活動や努力を認め、機会あるごとに称賛・承認をし、自己肯定感を育む。

(3) 人と関わり、人とつながる体験活動、交流活動を推進して思いやる心の醸成を図る。

(4) 道徳教育と人権教育の充実を図る。道徳の時間、こころの集会、こころのタイムの充実を図る。

(5) 自己有用感を高める縦割り班活動の充実を図る。

(6) 情報モラル教育を実施する。インターネットの正しい利用とマナーについての理解を深める。外部講師の積極的かつ継続的に活用して啓発を行う。また、保護者の参加の機会をもつ。

(7) 職員研修を計画的に実施し、年度初めには「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。

(8) 児童の委員会活動でいじめ防止スローガン作り等に取り組み、児童の主体的な啓発を推進する。

5 いじめの早期発見の取組

- (1) 「なかよしアンケート」を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- (2) 「楽しい学校生活を送るためのアンケート」Q-U年2回(5月・10月)実施する。
- (3) 県・町指示による「学校生活アンケート」を年1回(6月)実施する。
- (4) 全教職員が、児童や保護者が相談しやすい関係づくりに努める。
- (5) SCとの連携や関係諸機関の相談窓口の周知を図る。
- (6) 教職員は常にアンテナをはり、児童同士の間関係などの情報を収集して観察をする。
- (7) 生徒指導連絡会を行い、現状把握に努め、教職員への情報の共有化と共通理解を図る。

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめ発生時の対応
 - ① アンケートの記述やいじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行い、教育委員会に覚知の報告を行う。
 - ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせて被害児童を守る姿勢で対応し、加害児童には、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導・助言や支援を行う。教育委員会に認知の報告を行う。
 - ③ 教職員の共通理解、保護者の協力、SCやSSW、児童相談所等関係機関との連携を図る。
 - ④ 再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
 - ⑤ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- (2) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

 - ① 教育委員会に速やかに報告するとともに、いじめ防止対策拡大委員会を開催し、調査を行う。
 - ② 調査結果については、当該児童・保護者に適切に情報を提供する。
 - ③ 調査結果を教育委員会に報告して、調査結果を踏まえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。なお、調査結果については、保存期間を3年間とする。

7 いじめ再発防止の取組

- (1) いじめの「未然防止の取組」及び「早期発見の取組」の検証を行い、取組の見直しと改善を行う。
- (2) 改善された、いじめの「未然防止の取組」と「早期発見の取組」の徹底した実施を図る。

8 職員研修

年間計画に位置付けていじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する職員研修を行う。特に、自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図る能力を育む指導・支援に関する研修を行う。

- 「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止に関する県の通知文、「みやき町子どものいじめ・体罰等防止条例」「学校いじめ防止基本方針」の理解と周知
- 人権教育、生徒指導、教育相談、特別支援教育に係る研修、CAP教職員ワークショップ、Q-Uアンケートに関する研修、情報モラル研修等

9 学校の取組に対する検証と評価

- (1) PDCAサイクルによる見直しを行って、実効性のある取組となるように努める。
- (2) 学校評価によって、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を公表し、改善を図る。

付記

- 1 この方針は平成26年9月1日策定した。今後も必要に応じて改定する。
- 2 平成28年6月1日一部改定
- 3 平成29年6月1日一部改定 「いじめの解消の定義」を追記